阿賀野市告示第173号

## 市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、 次のように市道路線の区域を決定し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月30日

阿賀野市長 田 中 清 善

1 区域決定の路線及び区間

2 供用開始の路線及び区間

3 供用開始の期日

別紙のとおり

別紙のとおり

令和5年10月30日

## 区域決定

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
南耕堀越2号線	小境字村下 457番1地先	堀越字片田 2669 番 2 地先	1,090.0	3.5~ 4.0	

## 供用開始

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
南耕堀越2号線	小境字村下 457番1地先	堀越字片田 2669 番 2 地先	1, 090. 0	3.5~ 4.0	